第16期定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- 事業報告
  「業務の適正を確保する体制及びその運用状況」

- 計算書類
  「株主資本等変動計算書」
  「個別注記表」

- 連結計算書類
  「連結株主資本等変動計算書」
  「連結注記表」

第16期
（2022年４月１日から2023年３月31日まで）
住信SBIネット銀行株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保する体制及びその運用状況

当社は、健全な内部統制システムにより、業務執行を行うことが重要であると認識しております。適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性並びに健全な内部統制システムを確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底並びに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定める。

② 取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。

③ 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 業務執行に係るリスクとして、以下ⅰ～ⅹのリスク（カテゴリー）を認識する。

ⅰ	信用リスク	：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
ⅱ	市場リスク	：金利・為替等の市場リスクカテゴリーに属するリスクファクター（リスクの個別要因）、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債（オフバランスを含む）のポジションの価値、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク
ⅲ	流動性リスク	：運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金が困難になるリスク、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
ⅳ	オペレーショナルリスク	：内部プロセス・人の行動・人材の配置・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク（以下のⅴ～ⅹのリスクを含む）
ⅴ	事務リスク	：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

vi　情報セキュリティリスク：情報管理（顧客情報管理を含む）、システム障害（ソフトウェア、ハードウェア、インフラ、運営等に起因するものを含む）、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク。いわゆる、システムリスク（コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク）を含む

vii　コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範、適切な実務基準の遵守を怠ったため法律上又は規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の損失を被るリスクをいい、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなることにより損失を被るリスク（リーガルリスク）を含む

viii　人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク

ix　イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により生じるリスク

x　風評リスク：マスコミ報道、風評・風説等により当社の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

② 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。

③ 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。

④ 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。

⑤ 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、効率的な経営資源の配分及び必要に応じて各リスクカテゴリーへのリスク量配分（資本配分）を行う。

② 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。

③ 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、並びに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。

④ 取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
⑤ 取締役会は、原則１月に１回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。
⑥ 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。
⑦ 取締役会は、取締役及び取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
⑧ 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。

⑸ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
② 取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
③ 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
④ 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署から取締役会に報告する。
⑤ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
⑥ 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

⑹ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 取締役会は、子会社の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理するため、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。

② 取締役会は、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
③ 取締役会は、子会社について総合的に把握・管理する部署に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社取締役に就任し、子会社の経営へ参画し、指導する。
④ 企画部及び所管部は、子会社の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部が指導等を行う。企画部及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社の概況を定期的に報告する。
⑤ 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて、子会社に対して内部監査を実施し、子会社及び当社の取締役会に対し、監査結果を適時適切に報告する。
⑥ 取締役会は、事業親会社等とのリスク遮断を確実に行わせるための態勢を整備する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、監査役を補助すべき使用人を置く。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合、使用人はその補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

① 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規程に定める報告事項に加え、以下ⅰ～ⅲの報告を監査役に対して行う。
ⅰ 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
ⅱ コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
ⅲ 定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。
② 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。
③ 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。
② 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下ⅰ～ⅴの体制を構築する。
ⅰ 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
ⅱ 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
ⅲ 会計監査人の報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。
ⅳ 会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
ⅴ その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。
③ 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
④ 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
⑤ 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
⑥ 監査役が、その職務の執行に伴い生じた費用等についての請求を行った場合には、担当部署において審議の上、当社が必要でないことを証明した場合を除き、これを支払う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき、具体的な取り組みを行うとともに、事業の状況及び法令改正等の外部環境をふまえ、リスク管理及びコンプライアンス上の重要課題を抽出のうえ、取締役会において報告し、議論を行っています。それらの重点課題は、定期的にその時点の状況をふまえて内容を見直しています。更に、リスク管理計画の進捗・達成状況、コンプライアンス態勢の状況、内部監査計画の進捗・達成状況等についても、定期的に取締役会に報告しています。

また、当社の監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役や各部署との情報交換を行う他、経営会議・審議会・コンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会等の重要な会議にも出席する等の方法により、上記体制についての監査を行い、定期的に取締役会へ報告しています。

第16期株主資本等変動計算書

2022年４月１日から2023年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
					繰越利益剰余金						
当期首残高	31,000	13,625	13,625	－	108,220	108,220	152,846	△5,664	△2,390	△8,054	144,792
当期変動額											
剰余金の配当				6,000	△36,000	△30,000	△30,000				△30,000
当期純利益					19,890	19,890	19,890				19,890
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△5,745	2,055	△3,689	△3,689
当期変動額合計	－	－	－	6,000	△16,109	△10,109	△10,109	△5,745	2,055	△3,689	△13,799
当期末残高	31,000	13,625	13,625	6,000	92,111	98,111	142,737	△11,409	△335	△11,744	130,992

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～15年
その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として５年～７年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2022年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の３第１項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
　金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
　また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
7. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
　固定資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、５年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更
（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）
　「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更
　前事業年度において「営業経費」として計上していた住宅ローン関連費用等を「その他の役務費用」として計上しております。これは、当社における「役務取引等収益」等の重要性が増していることから、「役務取引等収益」等に対応する費用について収益とより明確に対応させることで経済実態をより一層反映した計算書類の開示を行うために表示方法の変更を行ったものであります。

重要な会計上の見積り
　会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上
1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額
　当社における貸出金の残高は6,606,594百万円と多額であり、中でも住宅ローンの残高は5,295,963百万円と総資産8,677,604百万円の61.0%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は2,115百万円（一般貸倒引当金1,652百万円、個別貸倒引当金463百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
(1) 算出方法
　住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金」に記載しております。
(2) 主要な仮定
　当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、１年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。また、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、住宅ローンの商品特性や当社の顧客属性、直近の貸倒実績を鑑み、信用リスクへの影響は引き続き限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。
(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響
　上記（2）の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症を含む経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額　10,037百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,341百万円
危険債権額	780百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	704百万円
合計額	3,826百万円

   破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

   危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

   三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

   貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

   なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	220,674百万円
貸出金	1,331,706百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	145,885百万円
借用金	300,000百万円

   また、その他の資産には、保証金1,609百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は270,955百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）　1,327百万円
6. 関係会社に対する金銭債権総額　39,902百万円
7. 関係会社に対する金銭債務総額　15,387百万円
8. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

   剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

   当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、6,000百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	221百万円
役務取引等に係る収益総額	2,252百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	325百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	2,000百万円
役務取引等に係る費用総額	847百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	860百万円

3. 「その他の特別損失」は、基幹系システム更改に係る費用であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	10,010
関連法人等株式	27
合計	10,037

（注）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式であります。

2. その他有価証券（2023年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	29,676	29,477	199
	国債	14,761	14,637	124
	地方債	1,134	1,060	74
	短期社債	13,500	13,499	0
	社債	280	279	0
	その他	67,983	67,556	426
	外国債券	57,526	57,137	389
	その他	10,456	10,419	37
	小計	97,660	97,034	626
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	210,869	219,102	△8,232
	国債	135,079	141,123	△6,044
	地方債	16,095	16,274	△178
	短期社債	－	－	－
	社債	59,694	61,704	△2,009
	その他	349,618	358,456	△8,838
	外国債券	259,685	267,426	△7,740
	その他	89,932	91,030	△1,097
	小計	560,488	577,559	△17,071
合計		658,148	674,593	△16,444

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
債券	521,924	1,929	1,141
国債	495,172	1,674	1,131
地方債	17,382	237	－
短期社債	－	－	－
社債	9,369	18	10
その他	6,307	87	430
外国債券	2,060	－	171
その他	4,246	87	258
合計	528,232	2,017	1,572

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	13,657	13,657	－	－	－

（注）1. 当事業年度末において、信託財産構成物に市場価格のある有価証券等は含まれておりません。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	5,227百万円
繰延ヘッジ損失	890
貸倒引当金	579
未払事業税	352
ポイント引当金	291
賞与引当金	130
関係会社株式償却	98
その他	446
繰延税金資産小計	8,016
評価性引当額	△98
繰延税金資産合計	7,917
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△191
繰延ヘッジ利益	△742
繰延税金負債合計	△934
繰延税金資産の純額	6,983百万円

（収益認識関係）
連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）
１株当たりの純資産額　　868円68銭
１株当たりの当期純利益金額　　131円90銭

連結株主資本等変動計算書

2022年４月１日から2023年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	31,000	13,625	108,791	153,417
当期変動額				
剰余金の配当			△30,000	△30,000
親会社株主に帰属する当期純利益			19,932	19,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	△10,067	△10,067
当期末残高	31,000	13,625	98,723	143,349

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△5,664	△2,390	△8,054	30	145,392
当期変動額					
剰余金の配当					△30,000
親会社株主に帰属する当期純利益					19,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,745	2,055	△3,689	57	△3,632
当期変動額合計	△5,745	2,055	△3,689	57	△13,700
当期末残高	△11,409	△335	△11,744	87	131,691

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
   (1) 連結される子会社及び子法人等　　６社
   住信ＳＢＩネット銀カード株式会社
   ネットムーブ株式会社
   Ｄａｙｔａ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社
   株式会社優良住宅ローン
   株式会社テミクス・データ
   株式会社ＮＥＯＢＡＮＫサービシーズ
   (2) 非連結の子会社及び子法人等
   該当ありません。
   (3) 連結範囲の変更
   株式会社テミクス・データ及び株式会社ＮＥＯＢＡＮＫサービシーズは新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
   (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
   該当ありません。
   (2) 持分法適用の関連法人等　　１社
   ＪＡＬペイメント・ポート株式会社
   (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
   該当ありません。
   (4) 持分法非適用の関連法人等
   該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
   連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
   ３月末日　６社
4. のれんの償却に関する事項
   のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
   有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社並びに連結される子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～15年

その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として５年～７年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2022年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の３第１項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結される子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号　2022年３月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっている。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…その他有価証券（債券）

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの

12. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

前連結会計年度において「営業経費」として計上していた住宅ローン関連費用等を「役務取引等費用」として計上しております。これは、当社における「役務取引等収益」等の重要性が増していることから、「役務取引等収益」等に対応する費用について収益とより明確に対応させることで経済実態をより一層反映した連結計算書類の開示を行うために表示方法の変更を行ったものであります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

当社グループにおける貸出金の残高は6,594,878百万円と多額であり、中でも当社の住宅ローンの残高は5,295,963百万円と総資産8,679,004百万円の61.0%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は2,115百万円（一般貸倒引当金1,652百万円、個別貸倒引当金463百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、１年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。また、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、住宅ローンの商品特性や当社の顧客属性、直近の貸倒実績を鑑み、信用リスクへの影響は引き続き限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記（2）の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症を含む経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）　179百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,445百万円
危険債権額	831百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	704百万円
合計額	3,981百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	220,674百万円
貸出金	1,331,706百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	145,885百万円
借用金	300,000百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金14,243百万円、金融商品等差入担保金58,345百万円、保証金1,647百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は245,355百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）　1,495百万円

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益87百万円及び持分法による投資利益73百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損258百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は、基幹系システム更改に係る費用であります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,793	―	―	150,793	
合計	150,793	―	―	150,793	
自己株式					
普通株式	―	―	―	―	
合計	―	―	―	―	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年１月18日 臨時株主総会	普通株式	30,000百万円	198円95銭	2023年１月18日	2023年１月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、インターネット専業銀行として市場性・リアルタイム性を重視した円・外貨預金、非対面を中心とする住宅ローンやカードローン等、様々な商品・サービスを簡単かつスピーディな手続で提供するとともに、有価証券等への投資を行っております。これらの事業を通じて、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有するため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（以下、「ＡＬＭ」という。）を行っております。また、ＡＬＭの一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であり、顧客・発行体等の契約不履行によってもたらされる信用リスク等に晒されております。

貸出金は、主として住宅ローンであり、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主として国債、地方債、社債等の債券であり、保有目的は満期保有目的の債券もしくはその他有価証券に区分されます。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されており、予想を超える大きな市場変動、金利変動が生じた場合は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券には、比較的流動性に乏しい外国債券が含まれています。

デリバティブ取引は、顧客取引のカバー取引として行っている為替予約取引、通貨オプション取引及び金利オプション取引等があります。またＡＬＭの一環として、貸出金及び債券に係る金利の変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を用い、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各事業部及び審査部署により行われ、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当社グループは、ＡＬＭにより金利の変動リスクを管理しております。ＡＬＭに関する管理諸規定において、リスク管理方法及び手続き等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、取引執行部署が有価証券並びに通貨関連及び金利関連のデリバティブ取引を行っております。

これらの取引を含めた金融資産及び負債の金利及び期間分布の状況は、リスク管理部署が日次で総合的に把握し、市場リスク量（バリュー・アット・リスク（以下、「ＶａＲ」という。））分析、ギャップ分析及び金利感応度分析等により、規定の遵守状況等のモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

（ⅲ）為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに外国為替取引によるカバー取引を行っております。為替の変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関するリスクの管理は、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクに関する管理諸規定に基づき実施されております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

市場リスクとは「金利、株価、為替の変動により、資産や負債の価値が変動し損失を被るリスク」であり、その管理にはＶａＲ（損失額の推計値）を用いております。ＶａＲ算定にあたっては、分散共分散法（保有期間21日、信頼区間99%、観測期間１年（260営業日））を採用しております。

当連結会計年度末現在で当社グループのＶａＲは、全体で31,486百万円であります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社グループは、ＡＬＭを通じて、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権（＊１）	243,303	243,323	20
(2) 有価証券			
その他有価証券	558,589	558,589	－
(3) 貸出金	6,594,878		
貸倒引当金（＊１）	△2,959		
	6,591,919	6,582,310	△9,608
資産計	7,393,812	7,384,223	△9,588
(1) 預金	7,975,420	7,975,132	△288
(2) 借用金	300,000	298,203	△1,796
負債計	8,275,420	8,273,335	△2,084
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	461	461	－
ヘッジ会計が適用されているもの（＊３）	(310)	(310)	－
デリバティブ取引計	151	151	－

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊３）ヘッジ対象であるその他有価証券（債券）の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年３月17日）を適用しております。

（注）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は非上場株式179百万円であり、金融商品の時価情報の「資産 (2) 有価証券」には含まれておりません。非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権（＊）	－	99,559	－	99,559
有価証券				
その他有価証券	174,422	384,166	－	558,589
国債・地方債等	149,840	17,230	－	167,071
社債	－	73,475	－	73,475
その他	24,582	293,460	－	318,042
デリバティブ取引				
金利関連取引	－	7,848	－	7,848
通貨関連取引	－	1,902	－	1,902
資産計	174,422	493,476	－	667,899
デリバティブ取引				
金利関連取引	－	8,168	－	8,168
通貨関連取引	－	1,430	－	1,430
負債計	－	9,599	－	9,599

（＊）買入金銭債権は、その他有価証券と同様に会計処理している証券化商品等99,559百万円となります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	143,764	143,764
貸出金	－	－	6,582,310	6,582,310
資産計	－	－	6,726,074	6,726,074
預金	－	7,975,132	－	7,975,132
借用金	－	298,203	－	298,203
負債計	－	8,273,335	－	8,273,335

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品等については、取引金融機関から提示された価格によっており、入手された価格に使用されたインプットに基づきレベル２に分類しております。

その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル３に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。なお、短期社債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル３、そうでない場合にはレベル２の時価に分類しております。

それ以外の有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合にはレベル３、そうでない場合にはレベル２の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負　債

預金

預金のうち、要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. その他有価証券（2023年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	29,676	29,477	199
	国債	14,761	14,637	124
	地方債	1,134	1,060	74
	短期社債	13,500	13,499	0
	社債	280	279	0
	その他	67,983	67,556	426
	外国債券	57,526	57,137	389
	その他	10,456	10,419	37
	小計	97,660	97,034	626
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	210,869	219,102	△8,232
	国債	135,079	141,123	△6,044
	地方債	16,095	16,274	△178
	短期社債	―	―	―
	社債	59,694	61,704	△2,009
	その他	349,618	358,456	△8,838
	外国債券	259,685	267,426	△7,740
	その他	89,932	91,030	△1,097
	小計	560,488	577,559	△17,071
合計		658,148	674,593	△16,444

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
債券	521,924	1,929	1,141
国債	495,172	1,674	1,131
地方債	17,382	237	―
短期社債	―	―	―
社債	9,369	18	10
その他	6,307	87	430
外国債券	2,060	―	171
その他	4,246	87	258
合計	528,232	2,017	1,572

（金銭の信託関係）
その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	13,657	13,657	－	－	－

（注）1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に市場価格のある有価証券等は含まれておりません。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
経常収益	98,052
うち役務取引等収益	42,182
為替業務	2,486
住宅ローン業務	29,740
その他業務	9,956

（注）上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）
１株当たりの純資産額　872円74銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　132円18銭